**農用地区域除外の要件（根拠法令：農業振興地域の整備に関する法律）**

農用地区域を除外するには、次に掲げる要件をすべて満たし、除外した後の土地利用について農地法、都市計画法等他法令による許認可が必要な場合は、その許認可の見込みがあるときのみ除外申出をすることができます。

**要件１　当該土地を除外により農用地等以外の用途に供することの必要性かつ適当性があり、他の土地で代えることが困難であること。**

※農用地区域内にのみ自己所有の土地がある場合には、それを除外しようとするときは、農用地区域外に代替地を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　求めるよう努め、それでも代替地がない場合にのみ、その経緯を述べそれにより除外を検討するものとします。

　　　　※農用地区域内に土地を求め、それを除外しようとする場合には、その場所でしかできない理由（農用地区域外でなぜできないのか）が必要になります。

**要件２　地域計画に影響がないこと。**

**要件３　除外する土地が可能な限り農用地区域の周辺部で、土地等変更後の農用地区域の利用に支障を及ぼすおそれがないものであること。**（分家住宅、農家住宅等に関しては、基準が別になります。）

**要件４　担い手の農用地利用集積に支障を及ぼすおそれのないこと。**

**要件５　変更後の農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないものであること。**

**要件６　国の直轄また補助による土地改良事業等によって土地基盤整備事業を実施中の地区内の土地及び当該事業が完了した年度の翌年から起算して８年を経過していること。**

**農用地区域変更の概略日程表**

（この日程表は一般的な例であり、許可案件や諸事情により遅れることがありますのでご承知おきください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事前相談**  **(最終受付月)**  毎月5日  随時受付  **①** | **小牧市　 ※1**  **土地対策会議**  **（最終受付月）**  毎月開催  **②** | **農振除外**  **申出受付**  **（締め切り）**  **③** | 小牧市  農業振興地域整備促進協議会  ④ | 意見照会  (土地改良区  農業協同組合  農業委員会）  ⑤ | 現地調査  (尾張農林  水産事務所）  ⑥ | 事前調整  (尾張農林  水産事務所)  ⑦ | 尾張地域  農振対策班会議  ⑧ | **事前回答**  **※2**  **(尾張農林**  **水産事務所）**  **⑨** | 公告縦覧  異議申立  協議申出  ⑩ | 同意  (尾張農林  水産事務所)  ⑪ |
| **１１月５日** | **１２月末日**  **(１月末土対)** | **２月１０日** | ２月下旬 | ３月 | ３月  ～４月上旬 | ４月１０日 | ４月下旬 | **５月下旬** | ５月下旬  ～７月上旬 | ７月末 |
| **２月５日** | **３月末日**  **(４月末土対)** | **５月１０日** | ５月下旬 | ６月 | ６月  ～７月上旬 | ７月１０日 | ７月下旬 | **８月下旬** | ８月下旬  ～10月上旬 | １０月末 |
| **５月５日** | **６月末日**  **(７月末土対)** | **８月１０日** | ８月下旬 | ９月 | ９月  ～１０月上旬 | １０月１０日 | １０月下旬 | **１１月下旬** | 11月下旬  ～１月上旬 | １月末 |
| **８月５日** | **９月末日**  **(10月末土対)** | **１１月１０日** | １１月下旬 | １２月 | １２月  ～１月上旬 | １月１０日 | １月下旬 | **２月下旬** | ２月下旬  ～４月上旬 | ４月末 |

**※受付日付が休日の場合、前営業日となります。**

**１ｈａ以上の案件**農振除外申出の前に**県の土地対策会議等の審議が必要**になり、農振除外申出の受付までの日程が変更されます。

下記の日程表を参考にしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事前相談(最終受付月)**  毎月5日（随時受付） | **小牧市　土地対策会議（最終受付月）**  毎月開催　**※** | **愛知県　土地対策会議**  県の都市計画課等の関係各課と要調整 | **農振除外　申出受付**  **（締め切り）** |
| **８月５日** | **９月末日　(10月末土対)** | **～　１月頃までに開催** | **２月１０日** |
| **１１月５日** | **１２月末日　(１月末土対)** | **～　４月頃までに開催** | **５月１０日** |
| **２月５日** | **３月末日　(４月末土対)** | **～　７月頃までに開催** | **８月１０日** |
| **５月５日** | **６月末日　(７月末土対)** | **～１０月頃までに開催** | **１１月１０日** |

**※**県土地対策会議の関係部局と事前調整を行ったうえで市土地対策会議事業概要を提出してください。

※１　農振除外申出の手続きをする前に、土地対策事業概要を提出して審議を受けてください。但し、自己の居住用住宅(分家住宅、農家住宅等)及び建築物を伴わない駐車場、資材置場等の変更で、５００㎡未満のものについては土地対策会議にはかかりませんが、土地対策会議事業概要は提出していただく必要があります。その際の**締め切り日は同日**となります。

※１　開発または建築許可を要する案件の場合は、**土地対策事業概要提出前**に建築課へ事前相談をし、建築の見込みを確認する等関係課と調整を行ったうえで提出してください。

※２　尾張農林水産事務所より事前回答後に、農地転用等の許可申請の手続きを進めることができます。  
ただし、市街化調整区域において**３，０００㎡以上の駐車場、資材置場又は７，０００㎡以上で建築物がある**案件については、**宅地開発審査会**の審査を経た後、農地転用等の許可申請の手続きを進めてください。